問 税務課

申告を市の会場で行う場合は事前予約が必要です。オンラインまたは電話で予約してから来場してください。 予約方法については市HPまたは広報かに12月号をご覧ください。

申告が必要な人は、確定申告書を作成した結果、所得税を納付する必要がある人、所得税の還付や市・県民税 の控除を受けたい人などです。なお、年金収入400万円以下かつその他の所得が20万円以下の場合で、市・県民 税の減額のために追加する控除がない場合は、確定申告は不要です。

期間

2月7日①~3月15日②の平日

9:00~12:00、13:00~16:00

場所

総合会館5階大ホール



▲市HP

「税理士による無料税務相談」 2月7日圓~28日圓の平日9:30~12:00、13:00~16:00

確定申告に必要なもの

- ①予約確定通知(市の会場で申告する際は、事前予約のメール通知画面または通知ハガキを受付時に提示)
- ②マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類と身分証明書(運転免許証など)
- ③本人名義の預金通帳(所得税が還付になる人)
- ④「確定申告のお知らせ」はがき、または通知書(税務署から送られた人のみ)
- ⑤収入の分かる書類(以下に主なものを例示)
 - 源泉徴収票や支払調書など、収入の詳細が分かるもの
 - 事業所得(営業・農業・不動産)がある場合は、作成済みの収支内訳書
 - 生命保険などの雑所得や一時所得の場合は、支払額および必要経費(掛け金など)が分かるもの
- ⑥控除を受けるために必要な書類(以下に主なものを例示)

控除の種類	必要な書類(原本)
社会保険料控除 (国民健康保険税、介護保険料など)	控除証明書、支払証明書(支払った金額の分かるもの)
生命保険料控除、地震保険料控除	保険料の控除証明書
障害者控除	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など 要介護認定者は、介護保険課発行の障害者控除対象者認定書(市の申告会場 では不要)
医療費控除	作成済みの医療費控除の明細書
住宅借入金等特別控除(2年目以降)	借入金の年末残高証明書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控 除申告書
寄附金控除	領収書·受領書

医療費控除を受ける人へ

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療費控除の明細書について

- ○医療を受けた人ごと、医療機関ごとに金額をまとめて記入する
- ○領収書の提示・提出は不要です ※自身で5年間の保存が必要。
- ○様式は市役所、各地区センター、市HPなどで取得できます

書類は事前に準備・作成を

市会場で職員による収支内訳書 や医療費控除の明細書の作成は 行いません。必ず事前にご自身 で計算・記入をしてから来場して ください。

市会場で受付ができない申告

次のいずれかに該当する人は、多治見税務署や国税 庁HPなどから申告してください。

- ○収支内訳書の作成方法が分からない
- ○青色申告·損失·先物取引·譲渡所得 (株式や土地建物の売買)の申告
- ○住宅借入金等特別控除を受けるための初回申告
- ○国外で生じた所得の申告
- ○過年分(令和2年分以前)の申告
- ○消費税、贈与税の申告

多治見税務署で申告 ※入場整理券をオンラインで事前発行。

期間 2月16日 3月15日 4の平日

※詳細は多治見税務署に問い合わせてください。

※駐車場に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

問 多治見税務署 ☎0572220101

ご自身で作成・提出ができます 申告会場への来場不要

申告方法 ※1月上旬から作成可。

- ①国税庁HPにアクセスして申告書を作成
- ②作成した申告書をe-Taxでインターネット 送信または、印刷して郵送・持参



▲国税庁 H P

